

綾瀬市障害者施設通所交通費助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉施設等に通所する身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の交通費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により交通費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項若しくは第12項から第15項までに規定する障害福祉サービスを供与する施設又は同条第28項に規定する地域活動支援センターに通所する者

(2) その他更生援護上必要な施設に通所する障害者で市長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1) 施設又は地方公共団体が無料で提供する自動車によって通所する者

(2) 施設から交通費を支給されている者

(3) 他の地方公共団体の支給決定により共同生活援助又は施設入所支援のサービスを受けている者で、同団体において交通費が助成対象であるもの

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者で、通所に要する交通費の扶助を受けているもの

(5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者

(助成額)

第3条 交通費の助成額は、1日当たり1施設に通所する場合で、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額とし、次の各号のいずれかの額とする。ただし、交通事情等やむを得ない理由が認められる場合は別の経路を選ぶ事ができる。

(1) 鉄道を利用して通所する者については、往復にかかる鉄道運賃（県外の施設に通所する場合は、その経路の区間にある駅のうち県内で最終の駅までの運賃）の通所日数分の額とする。ただし、その額が通用期間3月の定期券の額の1月分を

超える場合は、通用期間3月の定期券の額の1月分に相当する額とする。

- (2) バスを利用して通所する者については、往復にかかるバス運賃（県外の施設に通所する場合は、その経路の区間にある停留所のうち県内で最終の停留所までの運賃）の通所日数分の額とする。ただし、その額が通用期間3月の定期券の額の1月分を超える場合は、通用期間3月の定期券の額の1月分に相当する額とする。
- (3) コミュニティバスを利用して通所する者については、往復にかかるバス運賃の通所日数分の額とする。
- (4) 自家用車等を利用して通所する者については、通所距離が片道5キロメートル未満の者は日額150円、片道5キロメートル以上の者は日額250円とし、当該日額の通所日数分の額とする。ただし、綾瀬市リフト付車両による障害者通所移動支援事業実施要綱の規定に基づき、当該事業を受けた場合の日数は、通所日数から除くものとする。
- (5) 通所する施設等による有料送迎サービスを利用する者については、利用料の1月分に相当する額、又は日額に通所日数分を乗じた額とする。ただし、その額が通所する施設等まで交通機関を利用した場合の通用期間3月の定期券の額の1月分を超える場合は、通用期間3月の定期券の額の1月分に相当する額とする。
- (6) 前5号に規定する通所方法及び経路を併用している者については、利用頻度の高い通所方法及び経路による額とする。
- (7) 第1号、第2号及び第3号に係る各運賃について、対象者が各交通機関等による障害者割引を受ける場合は、障害者割引後の額を適用する。

（助成の申請及び決定）

第4条 交通費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者施設通所交通費助成申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査した後、その助成の適否及び交通費の日額又は月額に基づく助成単価（以下「助成単価」という。）を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、障害者施設通所交通費助成決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（請求及び助成期日）

第5条 申請者は、7月、10月、1月及び4月を基準月とし、それぞれ基準月の前月分までを、市長の定める様式により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成単価及び対象者が通所する施設等の長又は代表者が提出する通所日数報告書（第3号様式）若しくは自立支援給付の通所サービスに係る実績報告書等により請求内容を確認し、各基準月の前月分までを当該月の翌月末までに助成するものとする。

（助成期間等）

第6条 交通費の助成は、助成申請月から助成すべき事由が消滅する日の属する月までとする。

（届出義務）

第7条 対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、障害者施設通所交通費助成変更届（第4号様式）により、その旨を市長に速やかに届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 通所施設を変更したとき。
- (4) 利用区分又は経路を変更したとき。
- (5) その他決定した内容に変更が生じたとき。

（助成費の返還）

第8条 市長は、詐欺その他不正の行為により交通費の助成を受けた者について助成決定を取り消し、助成費の全部又は一部の返還をさせることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年7月3日から施行し、第1条の規定は平成18年4月1

日から、第2条の規定は平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の綾瀬市障害者施設通所交通費助成実施要綱第2条第1項各号に規定する施設等に通所する者については、改正後の綾瀬市障害者施設通所交通費助成実施要綱の規定は平成19年9月30日までの間は適用しない。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行以後の決定に係る助成から適用し、同日前の決定に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

障害者施設通所交通費助成申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所 綾瀬市

申請者 氏 名

対象者との続柄

障害者施設通所交通費の助成を受けたいので申請します。

対 象 者	氏 名			
	住 所	綾瀬市		
	生 年 月 日	年 月 日		
	障害の程度及び等級	身体・療育・精神（種 級 A1 A2 B1 B2）		
	<small>他の地方自治体又は施設からの交通費助成</small>	あり（ ） なし		
通所施設名称				
通所施設住所		電話（ ）		
交 通 機 関 等	利用区分及び経路	助 成 単 価		
	鉄 道	~	鉄道運賃・バス運賃	
	バ ス	~	円	円
	自家用車等 片道	km	ガソリン代	円
	その他（ ）		その他	円
通所開始日	年 月 日 ~			

決 定	助成する 助 成 単 価	円
	助成額：助成単価に通所日数を乗じた額	
	1月当たりの助成上限額	円
	助成しない 理 由（ ）	

第2号様式（第4条関係）

障害者施設通所交通費助成決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

次のとおり通知します。

対象者	氏名	
	住所	綾瀬市
	生年月日	年 月 日
決定区分	助成する	年 月～
	助成額	
	鉄道運賃・バス運賃	
	助成単価（往復運賃の合計）	_____円×通所日数
	1月当たりの助成上限額	_____円
区分	ガソリン代	
	助成単価（通所距離に基づく日額）	_____円×通所日数
	その他（ ）	
備考	助成単価（往復運賃の合計）	_____円×通所日数
	助成単価（利用料の月額）	
	助成しない理由（ ）	

鉄道運賃及びバス運賃の助成額は、鉄道定期券の通用期間6月分の額の1月分又は、バス定期券の通用期間3月分の額の1月分をそれぞれ超えないものとします。

